

処分を行った日	事業者名	処分の種類	事故概要	処分内容
令和7年12月26日	粟島汽船株式会社	輸送の安全確保に関する命令	<p>令和7年6月27日、粟島汽船株式会社所有の旅客船「フェリーニューあわしま」が、岩船発15時15分の定期便出航作業時、舷門担当者が下部舷門口から乗り込み後、舷門閉扉の連絡を受け、出航作業に入った。舳艤(船首と船尾)の右舷ロープを放し、スラスターで左回頭をしたところで、乗客乗下船用タラップが外れていないことに気付いた。この時点では船舶体は、岸壁より2m程離れていた。スラスターを中心から右回頭とし、離岸距離2mを保持した状態で再度舳艤の右舷ロープを取り固定。タラップが船に引っ張られることにより電源コードがタイヤで潰されて断線したため、チェーンブロックにて引き上げると同時に、フォークリフトで陸側にタラップを引き込みスロープのツメを舷門口のバーから外した。タラップについて、2段スロープの先端部分の歪み及び手摺上部の亀裂破損、電源コードは2箇所の断線が確認された。船体に異常はなく、その後25分遅れで定期巡航を開いた。</p>	<p>1. 一般旅客定期航路事業者は、海上運送法第11条に基づき、その事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けること。</p> <p>2. 安全統括管理者は、海上運送法第19条の4及び安全管理規程第58条に基づき、輸送の安全を確保するために講じた措置及び輸送の安全にかかる情報を、適宜の方法により外部に対して公表すること。</p> <p>3. 経営トップは、事業に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守について主体的に関与し、安全管理態勢を構築すること。</p> <p>4. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>5. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。</p> <p>6. 運航管理者は、配乗計画の作成・改定について船長に任せることなく自らが関与し、安全管理規程第23条に基づき、乗組員の適正な確保や乗組員の過労等について、その安全性を検討すること。</p> <p>7. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第35条に基づき、船舶の離着岸時の作業等について、作業基準に定めるとおりの手順で実施すること。</p> <p>8. 船長は、安全管理規程第37条に基づき、発航前検査にて旅客用タラップの取り外しを確認し、航海を支障なく成就するために必要な措置準備を整えること。</p> <p>9. 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったときは、安全管理規程第50条に基づき、速やかに海上保安官署等にその概要及び事故処理の状況を報告すること。</p> <p>10. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程及び関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>11. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的な事故処理に関する訓練を年1回以上実施し、その内容を記録すること。</p> <p>12. 経営トップは、安全管理規程第56条に基づき、内部監査の重要性を組織内に周知徹底するとともに、年1回以上内部監査を実施できるよう支援を行うこと。内部監査を行う者は、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全管理態勢全般にわたり内部監査を行い、その内容を記録すること。</p>